

資料①

下水道事業の概要

伊勢崎市 上下水道局
下水道整備課・総務課

○伊勢崎第1処理分区の整備予定



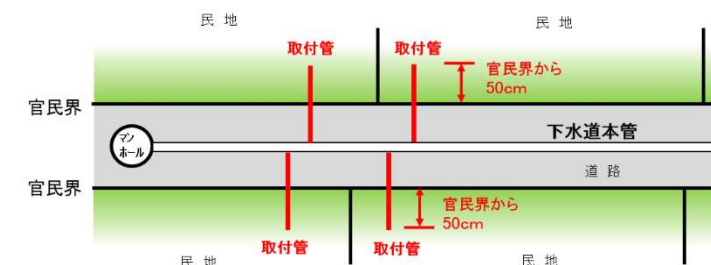
図1において、赤色で示した道路において、下水道の整備を進めていきます。令和7年度に調査、設計を行い、令和8年度以降、幹となる管渠(プラザ通り)から枝を伸ばすように下流側から上流側に向かって整備を進め、順次工事を実施していく予定です。概ね3年程度を目標に完成を図る予定です。なお、工事予定路線は、調査・設計の結果、変更する場合があります。

○工事の方法

図2：開削工法



図3：取付管



○取付管設置位置の希望調査について（資料②・③参照）

下水道本管工事と併せ、各家庭から排出される雑排水の流し口となる「取付管」を設置します。取付管は道路との境界から各宅地内約50cmの位置まで市で工事を行います（図3参照）。取付管の設置希望箇所につきましては、同封の「公共下水道汚水取付管設置調査書」にて設置箇所の希望調査を行います。「取付管の位置の決め方(資料③)」をご参照いただき、「公共下水道汚水取付管設置調査書(資

料③)」にご記入のうえ同封の返信用封筒にて返信をお願いいたします。なお、田畑や駐車場等で当面下水道の利用予定がない方につきましては、調査書に「土地利用未定」と記入のうえ提出をお願いします。

『公共下水道汚水取付管設置調査書』は、土地（場合により建物）の所有者様宛に郵送しています。
(令和7年9月30日までにご記入のうえ、返送をお願いします。)

○下水道事業の受益者負担金について（資料④）

誰でも利用できる道路・公園などとは異なり、利益を受ける人(受益者)は下水道整備区域内の方に限られてしまいます。そこで、区域内の方に建設費の一部を負担していただくことで、負担の公平を図るのが「公共下水道事業受益者負担金制度」です。

負担金単価については、伊勢崎市公共下水道使用料等審議会で決定いたしました。

○宅内排水設備について（資料⑤・⑥・⑦参照）

家庭から出る汚水を下水道へ流すための「排水管」、「ます」などを排水設備といいます。「取付ます」までの宅内排水設備は、個人の負担で設置・管理していただくものです。下水道への接続工事は、指定工事店（別紙指定工事店一覧をご参照下さい）に依頼をお願いします。

公共下水道への接続工事に対しては、補助金の制度があります。詳しくは同封の「下水道への改造工事の補助金制度のご案内」をご確認下さい。

※法人や店舗、旅館、官公署その他事業所が事業のために使用しているものは対象になりません。

一般住宅の補助金の例：
令和8年度中に下水道本管布設工事が完成し、取付管が設置され下水道への接続が可能となった。
→令和10年3月31日(令和9年度)までに下水道の使用を開始し、なお接続工事費用が100,000円以上の場合、補助金100,000円が交付される。

○下水道使用料について

下水道を使用し始めると、排水した量に応じて「下水道使用料」をお支払いいただきます。この使用料は、処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など施設の維持管理費用の一部にあてられます。下水道使用料は水道使用量を元に算定され、水道料金と合わせて請求されます。

【下水道使用料計算例 2か月分 (R7.8月現在)】

例1 水道使用量 25m³ の場合 (水道メーター口径φ20mm)
水道料金 4,482円 + 下水道料金 3,338円 = 7,820円

例2 水道使用量 50m³ の場合 (水道メーター口径φ20mm)
水道料金 7,810円 + 下水道料金 5,951円 = 13,761円

よくあるご質問

1. 全般について

質問	下水道工事について一連の流れを教えてください。
回答	1 取付管の設置希望位置を決定して頂き、調査書にて令和7年9月30日までに回答をお願い致します。『取付管の位置の決め方・公共下水道汚水取付管設置調査書(資料③)』をご参照ください。なお、田畑や駐車場等で、当面下水道の利用予定がない方につきましては調査書に「土地利用未定」と記入のうえ提出をお願いします。 皆様から御提出頂いた調査書、現地測量等をもとに道路に埋設する下水道の設計を行います。期限が過ぎた場合でも、調査書の回答をお願い致します。 2 令和7年度現在、下水道工事に向けた調査、設計に着手しています。令和8年度より、下水道本管とともに取付管を埋設する工事に着手します。 ・幹となる幹線管渠から枝を伸ばすように下流側から上流側に向かって工事を進めます。 ・工事着工時期は、区域により異なります。概ね3年程度を目標に、今回の対象地域全体の完成を図る計画です。 ・工事に入る前には回覧板で皆様にお知らせします。なお、工事箇所となる沿線のお宅には「取付管調査書」をもとに個別にお話をさせていただきながら取付管設置を行います。 ・下水道の使用開始は、下水道工事が完了した箇所より、令和9年3月31日以降(年度末が供用開始日)を予定しています。 【宅地が面する道路に下水道が整備された後】 1 受益者負担金…工事完成年度の翌年度より納付をお願いします。別紙『下水道事業の受益者負担金について』をご参照ください。 2 公共下水道への接続工事…地権者様より、指定工事店に公共下水道へ接続するための宅地内工事の依頼をお願いします。別紙『水洗化工事について』をご参照ください。 3 下水道使用料…公共下水道への接続工事が完成しますと、水道料金と併せまして、下水道使用料のお支払いをお願いします。

2. 受益者負担金について

質問	下水道を使用しない場合でも、受益者負担金を納めなければならないのですか。
回答	負担金を納めていただく必要があります。 下水道の役割をご理解いただき、住みよいまちづくりのためご協力をお願いします。
質問	空き家は受益者負担金の負担対象となりますか。
回答	空き家については受益者負担金の負担対象となりますが、今後も住む予定がなかったり取り壊す予定であれば、徴収猶予制度の対象となります。 徴収猶予を希望される場合は徴収猶予申請書を上下水道局総務課まで提出する必要があります。徴収猶予申請書は工事完了後郵送させていただきます。
質問	受益者負担金は工事完成の翌年度から支払いが開始されるのでしょうか。
回答	受益者や対象物件確認のため、工事完成年度の2月頃に対象の方に受益者負担金申告書を郵送しますので、提出期限（3月上旬）までに内容確認、押印のうえご提出をお願いします。

3. 宅内排水設備について

質問	公共下水道が整備されたら、必ず接続しなくてはいけないのですか。
回答	接続に関しては法令により、公共下水道が整備されると、汲み取り式便所の場合は3年以内に、浄化槽の場合は速やかに公共下水道へ接続しなければならないことが定められています。また、新規の浄化槽は設置することができません。宅内の排水設備工事には、まとまった金額が必要になりますが、できるだけ早く接続して頂けるよう、ご検討をお願いします。
質問	宅内排水設備の平均的な工事費用について教えてください。
回答	いま使っている浄化槽の種類や汲み取り槽の有無、敷地の広さなど、お宅ごとの状況により工事費用が変わってきます。また、犬走りや舗装などの有無も工事費用に影響します。 工事業者ごとに金額に違いが出ますので、数社から見積りを取っていただくことをお勧めします。
質問	下水道に切り替える場合、今まで使っていた宅内配管は全く使えないのですか。
回答	雨水の管と汚水の管が分かれている場合は、現在の管を利用して下水道に接続できる場合もございますので、指定工事店に見積りを取ってもらい、確認していただくことをお勧めします。
質問	上水道を使わず、井戸水だけの家には、下水道使用料がかかりますか。
回答	井戸水を生活に使用して下水道に流す場合、水量に応じた下水道使用料がかかります。 また、水量を計測するため、市が貸し出すメーターを井戸水の配管につけていただきます。 なお、井戸水を畑等にまくだけなど下水道に流さない場合、下水道使用料はかかりません。

4. 私道対策について

質問	私道には下水道の整備をしてもらえますか。
回答	私道は私有地のため、土地所有者等が公共下水道に接続する排水管を設置することが原則です。しかし、一定の条件を満たせば市が費用を負担し、私道に公共下水道本管を整備する制度を設けておりますので、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

上下水道局内に下水道整備課・上下水道局総務課の窓口がありますので、ご相談下さい。
【問い合わせ先】
下水道の整備計画、本管工事について・・・下水道整備課 工務係 TEL 27-2778
受益者負担金について・・・上下水道局総務課 料金係 TEL 30-1272
私道対策・宅内排水設備・補助金について・・・下水道整備課 排水設備係 TEL 27-2777（開庁時間）平日8：30～17：15

地区内にお住まいの皆様方には、下水道工事によりご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。